

令和8年6月25日

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟 御中

大阪府中央区谷町2丁目4番3号

株式会社シンエイ

回答書

先般、令和8年5月20日付申入書によりご指摘がありました当社の「契約書兼請求書」の裏面【クーリング・オフの適用について】1項ないし3項の記載につきましては、貴法人からのお申入のご趣旨を踏まえ、今後、当社の「契約書兼請求書」の記載から削除し、これらの文言を使用しません。

以上